

## 目次

# I 改正された相続税と贈与税の対策のポイント

## § 1 相続税改正のポイントと対策

- |          |                              |    |
|----------|------------------------------|----|
| <b>1</b> | 相続税はこうして計算する                 | 2  |
| <b>2</b> | 相続税は両親の合計額で考える               | 6  |
| <b>3</b> | 未成年者控除及び障害者控除等のさまざまな相続税額控除   | 8  |
| <b>4</b> | 相続財産はこのように評価する               | 12 |
| <b>5</b> | 小規模宅地等の課税価格の計算特例は最高の相続税の減税措置 | 16 |
| <b>6</b> | 特定居住用宅地等の減額対象は適用範囲が広い        | 18 |
| <b>7</b> | 特定居住用宅地等と特定事業用等宅地等の賢い完全併用    | 22 |
| <b>8</b> | 国籍を問わず、居住者からの取得には相続税等がかかる    | 24 |
| <b>9</b> | 利子税や延滞税の負担は軽減されている           | 28 |

## § 2 贈与税改正のポイントと対策

- |           |                        |    |
|-----------|------------------------|----|
| <b>10</b> | こう変わった暦年課税のあらまし        | 32 |
| <b>11</b> | 暦年課税の贈与税はこうして計算する      | 34 |
| <b>12</b> | 生活費や教育費への援助には贈与税はかからない | 38 |
| <b>13</b> | 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例  | 40 |

<b>14</b>	直系尊属からの結婚・子育て資金の贈与税の非課税特例	44
<b>15</b>	直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税特例	48
<b>16</b>	贈与を成立させ、確実にする方法	52
<b>17</b>	孫の養子縁組は効果が薄くなくても有利	56

## II 贈与を賢く活用する方法

<b>18</b>	相続時精算課税制度の仕組み	60
<b>19</b>	孫が精算課税制度を選択する場合は慎重な判断が必要	64
<b>20</b>	精算課税と暦年課税の関係	66
<b>21</b>	精算課税を活用した住宅取得等資金贈与	68
<b>22</b>	精算課税を選択した子が親よりも先に亡くなった場合	72
<b>23</b>	精算課税と暦年課税の選択のポイント	76
<b>24</b>	精算課税を選択した方が有利なケース	80
<b>25</b>	精算課税と暦年課税の上手な組み合わせ	82
<b>26</b>	非上場株式の贈与に伴う3つの課税方法を賢く選択	86

## III 取引相場のない株式の基本的な評価と特例評価

<b>27</b>	株式は3つに分類して評価する	90
<b>28</b>	株主の分類により自社株評価は異なる	92
<b>29</b>	株主の判定は非常に複雑である	94
<b>30</b>	評価する同族会社は3つに区分できる	98
<b>31</b>	会社の区分により、こうして評価する	102
<b>32</b>	類似業種比準方式はこう計算する	104
<b>33</b>	類似業種の業種判定は取引金額による	106

<b>34</b>	類似業種比準価額の要素のポイント	110
<b>35</b>	中会社（併用方式）はこう計算する	114
<b>36</b>	純資産価額方式はこう計算する	116
<b>37</b>	3年以内に取得した不動産は通常の取引価額により評価	118
<b>38</b>	取引相場のない株式や現物出資した株式等がある場合の評価	120
<b>39</b>	配当還元価額の計算方法とそれにより評価できる株主	122
<b>40</b>	株式が一定割合を占めると特定の評価になる	124
<b>41</b>	土地が一定割合を占めると特定の評価になる	126
<b>42</b>	開業後3年未満や配当・利益のない会社の評価	130
<b>43</b>	種類株式の評価方法	134

## IV

### 上手な自社株式対策を考えて実行しよう

<b>44</b>	株式対策はまず、贈与することから	142
<b>45</b>	「配当還元価額」で贈与する方法	146
<b>46</b>	株式を売買するのも事業承継の効果的な方法	148
<b>47</b>	課税問題が発生しない税務上の売買価額	152
<b>48</b>	親子間で自社株式を売買するときのポイント	154
<b>49</b>	従業員等や関連会社への自社株式売買のポイント	156
<b>50</b>	会社の規模により株価は変動する	158
<b>51</b>	類似業種比準価額を上手に引き下げる方法	160
<b>52</b>	純資産価額を上手に引き下げる方法	162
<b>53</b>	返済予定のない貸付金は増資に振り替える	166
<b>54</b>	同族関係者以外の人に増資を引き受けてもらう	170
<b>55</b>	土地・株式保有割合を下げて評価を下げる	172
<b>56</b>	従業員持株会の賢い活用方法	174

<b>57</b>	従業員持株会はこのように運営する	178
<b>58</b>	「小規模宅地等の特例」を賢く選択するコツ	180
<b>59</b>	「小規模宅地等の特例」の選択で後悔しない上手な贈与	182
<b>60</b>	事業や同居に対する支援が特例を活かす	184

## V 遺留分に関する民法特例

<b>61</b>	中小企業の経営者は事業承継で頭を抱えている	190
<b>62</b>	経営の円滑な承継のための3つの支援策	192
<b>63</b>	遺留分に関する民法特例で「争族」を回避	194
<b>64</b>	民法特例が適用される会社・代表者・後継者の要件に注意	196
<b>65</b>	後継者が贈与された自社株式を遺留分対象外とする方法	198
<b>66</b>	贈与株式の評価額を合意時の価額に固定する方法	200
<b>67</b>	合意時の評価額を算定する際の「相当な価額」とは	202
<b>68</b>	中小企業庁が公表した非上場株式等の各種評価方法とは	206
<b>69</b>	合意すれば後継者以外の相続人にも財産分けができる	210
<b>70</b>	合意には経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可がいる	214

## VI 非上場株式等の納税猶予制度

<b>71</b>	事業承継税制の全体像はこうなっている	220
<b>72</b>	納税猶予の対象となる先代経営者と後継者の要件	222
<b>73</b>	経済産業大臣の会社についての認定要件	226
<b>74</b>	資産保有型会社に該当すれば適用対象とならない	230
<b>75</b>	資産運用型会社に該当すれば適用対象とならない	234
<b>76</b>	従業員数などの実態要件を満たすと適用対象	236

<b>77</b>	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	240
<b>78</b>	贈与税の納税猶予の適用を受ける場合の基本的な手続	244
<b>79</b>	納税が猶予される贈与税の計算方法	246
<b>80</b>	贈与者の相続時に免除、相続税の納税猶予へ	250
<b>81</b>	二代目から三代目への再贈与時の納税猶予	254
<b>82</b>	非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	256
<b>83</b>	相続税の納税猶予の適用を受ける場合の基本的な手続	260
<b>84</b>	非上場株式等の相続税の納税猶予額はこうして計算する	262
<b>85</b>	親族外承継による相続税の納税猶予のリスク	268
<b>86</b>	納税猶予による租税回避を防ぐための措置	270
<b>87</b>	経営承継期間（申告期限後5年間）内に納税猶予期限が確定する要件	272
<b>88</b>	経営承継期間（申告期限後5年間）経過後の猶予期限確定と利子税	278
<b>89</b>	猶予適用後に納税猶予額が免除される場合	280

## **VII** 会社法の賢い活用によるいろいろな対策

<b>90</b>	中小企業のための会社制度	286
<b>91</b>	機関設計は自社にとって最適な組み合わせを選択する	292
<b>92</b>	取締役会を置くかどうかは株主総会決議に影響がある	294
<b>93</b>	定款変更のための株主総会決議の対処方法	298
<b>94</b>	分散した少数株主の権利にも要注意	300
<b>95</b>	所在がわからない株主の株式	302
<b>96</b>	株式の譲渡制限の活用により紛争を防止する	304
<b>97</b>	株式の譲渡制限にかかる手続は迅速に	306
<b>98</b>	譲渡承認をしなかった場合の対処方法	308

<b>99</b>	自己株式の売買価格は原則協議により決定	310
<b>100</b>	期限が過ぎると譲渡承認したとみなされる	312
<b>101</b>	自己株式を取得する場合の注意点	314
<b>102</b>	他の株主は自己を売り主に追加請求できる	316
<b>103</b>	相続株式の買取りについては追加請求できない	318
<b>104</b>	発行会社への株式売却は配当課税、相続株式に限り譲渡課税	320
<b>105</b>	相続人等に対する自己株式の売渡請求	324
<b>106</b>	事業再編手法と事業再編税制	326
<b>107</b>	会社を分離して収入の多い部門を承継する	330
<b>108</b>	不良資産の会社分割で自社株式の評価も下がる	332
<b>109</b>	上手に持株会社を活用すれば株価も下がる	336
<b>110</b>	合併を使った上手な自社株式対策	338

## VIII

### 種類株式を活用した事業承継対策

<b>111</b>	種類株式は9種類あり、さまざまに活用できる	342
<b>112</b>	剰余金の配当や残余財産の分配が異なる種類株式	344
<b>113</b>	議決権制限株式の活用	348
<b>114</b>	取得請求権付株式・取得条項付株式の活用	352
<b>115</b>	自己所有株式の一部を議決権制限株式に変更する	354
<b>116</b>	拒否権付種類株式の活用	356
<b>117</b>	株主ごとの異なる取扱いの活用	358

# IX

## 法人税と事業承継は総合的な判断が必要

118	定期同額給与として損金算入 法人税・自社株式評価も有利 .....	362
119	事前に届け出た賞与は損金算入できる .....	366
120	役員退職金を2回活用する方法 .....	368
121	従業員退職金としての債務を実現化する .....	370
122	保険の活用による事業承継と税金対策のダブル効果 .....	372
123	保険契約を活用し退職金や年金を上手に受け取る方法 .....	376
124	資産の含み損の実現による相続税と法人税のダブル効果 .....	378
125	資産の組換えは事業再編のチャンス .....	380
126	赤字会社を上手に活用する方法 .....	382

# X

## 明るい夢のある事業承継に成功しよう

127	個人事業主の事業承継はどうする .....	386
128	会社組織にすると有利に事業承継できる .....	388
129	遺言と贈与で「争族」を防ぐ .....	390
130	会社とオーナーの貸し借りはきっちりとする .....	392
131	会社とオーナーの不動産の賃貸関係は要注意 .....	396
132	賢い交換により土地の評価は大きく下がる .....	400
133	自己株式を物納し、買取資金を準備する .....	402
134	事業承継対策こそが親から子への最高の想い .....	404

※本書の内容は、平成27年10月1日現在の法令・通達等によっています。

装丁：東 雅之      イラスト：佐々木みほ